2015年6月定例県議会を終えて

日本共産党福島県議会議員団

団 長神山 悦子副団長阿部裕美子同宮川えみ子幹事長宮本しづえ

政調会長 長谷部 淳

はじめに

6月定例県議会が、6月16日から7月1日までの16日間開催されました。

5月の与党福島復興提言を受け、改定「福島復興指針」が6月12日に閣議決定されました。 政府が示したこの指針は、帰還困難区域を除く全ての避難指示を2017年3月までに解除し、 それに合わせて賠償と支援に終期を持ち込むという「被害者切り捨て指針」であり、福島原 発事故の「被害の収束宣言」と言うに等しいものです。

6月7日に県が開催した原子力損害対策協議会の全体会では、県内の様々な団体から「実態を無視した一律の打ち切りは認められない」「賠償が打ち切られれば、営業再開のみならず地域の復興そのものが頓挫しかねない」という切実な声が出されました。会長である内堀知事が「被害が実態として続く以上、賠償の継続を」「相当因果関係の確認は簡易なものとし、被害者に負担をかけるな」と国・東電に求めたとのことですが、この要望は最低限のものであり、避難自治体と住民、事業者、そして全県民が被害者であるという立場を県が堅く守ることが重要です。

エネルギー基本計画に基づく電源構成案で、政府は 2030 年の原発比率を 20%以上としました。九州電力川内原発をはじめとする全国の原発再稼働が、福島原発事故を教訓とせず、むしろ事故も被害も終わったこととする「福島切り捨て」と一体に進められようとしているだけに、断じてこの動きを見過ごすわけにはいきません。

県議団は県議会に先立ち、4月30日に市田忠義参院議員・島津幸広衆院議員に同行し中間 貯蔵施設建設予定地と試験輸送の一時保管場を視察、同日いわき市内で中間貯蔵施設予定地 の地権者会の皆さんと懇談しました。5月11日に松本楢葉町長・伊澤双葉町長、6月1日に 桜井南相馬市長とそれぞれ懇談し、全町避難の続く楢葉・双葉両町、原発からの距離と放射 線量によって土地と市民が今もばらばらにされている南相馬市の困難な状況を聞き取りまし た。5月12日には全村避難の葛尾村入りし、村内帰還困難区域に建設された除染で出た汚染 物質の中間処理(減容化)施設を視察しました。同18日、県議団として3回目の福島第一原 発視察を行い、真島省三・島津幸広両衆院議員も参加しました。また、安全な事故収束と原 発のない福島県を求める市民運動家とともに、医師が初めてこの調査に同行しました。

また、県議会の会期中、衆議院では安保関連法制整備法案の審議が行われており、「戦争法案」と呼ぶにふさわしい違憲立法であることが明らかになるにつれ、国民・県民から不安と怒りの声があがる状況が生まれました。

今定例会では、6月18日に宮川えみ子県議が代表質問、同24日に阿部裕美子県議が一般質問をおこないました。最終日の7月1日に宮本しづえ県議が議案に対する討論を行いました。

- 一、わが党の代表質問・追加代表質問・一般質問、他会派の質問の特徴
 - (1) わが党の代表質問・一般質問について
- ◆代表質問:宮川えみ子県議(30分)

安保法制や改定福島復興指針に関する知事の認識、マイナンバー制実施中止、なりすまし 詐欺対策、イノシシ問題など、33 間にわたって県を質しました。

国は6月12日「原子力災害からの福島復興指針改定版」を出しましたが、実態を見ないで 避難解除を強行し、精神的損害を最長でも2018年3月までで賠打ち切ることは問題だとして、 国に見直しを求めるよう知事に問いました。営業損害賠償も実態に応じて賠償すると口では 言いながら、「相当因果関係」証明の責任を被害者に負わせることは許されないと厳しく指摘 しました。

◆一般質問:阿部裕美子県議(20分)

県原子力損害対策協議会全体会に、強引な避難指示解除と賠償終期の設定を求める与党復 興提言は「容認できない」との意見が各構成団体から寄せられたことについて、会長である 知事としてどう受け止めたのかを具体的な声も示しながら質しました。除染、国が前面に立 つべき原発事故収束、国民健康保険、学校耐震化、県営住宅入居、県による旅行券販売など、 24 間の質問でした。

(2) 他会派の質問の特徴について

自民、公明政権が進める憲法違反の戦争法案について、知事の認識を質す質問は他会派からはありませんでした。戦争法案の慎重審議を求める意見書には、自民、公明を除く全会派が賛成しましたが、反対多数で否決となりました。戦争法案の撤回、廃案を求める意見書には、民主党、ネットが退席し態度を鮮明にしませんでした。民主県民連合の西丸議員が知事に「憲法に対する知事の思いを伺う」との質問を行ったにとどまり、自らの意見表明もありませんでした。

また、6月に政府の福島復興指針の改定が閣議決定された直後の議会でしたが、他会派は「既定方針」として受け止めていると思われ、指針改定の本質を明らかにし「福島切り捨て」は許さないとの立場で質問を行ったのは日本共産党県議団だけでした。

二、各常任委員会・特別委員会の特徴

◆総務常任委員会:阿部裕美子県議

「福島県税条例等の一部を改正する条例」は資本金1億円超の普通法人の外形標準課税が付加価値割を0·72%~0·96%に、資本割は0·3%~0·4%に引き上げ、所得割と1対1の割合とするものです。付加価値割と資本割の税金割合が増えたために、納入税金は増えるとの説明ですが、事業が赤字であっても課税する外形標準課税の拡大は県経済の中心である中小企業に対するダメージとなる恐れがあるため反対すべきと意見しました。

◆企画環境常任委員会:長谷部淳県議

企画調整部・避難地域復興局・原子力損害対策担当・文化スポーツ局審査:

6月補正予算では、避難地域 12 市町村が計画している復興拠点づくり推進の 15 億円、沿岸部での風力発電事業適地選定事業 7,000 万円の内容を質しました。

一般的事項では、秋口まで策定予定の「人口ビジョン」における人口目標と政策的根拠の考え方、今月 15 日に県が発表した自主避難者への住宅無償提供打ち切り決定後の問い合わせの件数や内容・対応、国の「改定復興指針」で避難指示を解除するとされる今後 2 年間の県としての点検・検証などの対応としくみづくり、原発事故による被害が、実害であるにもかかわらずうずもれてしまっているものを表に出すことを含め、被害の実相全体を明らかにする責任が県にあること、などを質疑。

また、原発の電源構成比率を 2030 年時点で 20~22%にする政府の考えに対し、県内原発 全基廃炉を求める県としての態度、「ネットに接続している限り、漏えいリスクがあり、次つ ぎと出てくるウイルス対応には追い付かないのが現状」のもとでのマイナンバー制度へのシステム・運用上の安全性問題についてもただしました。

生活環境部審查:

補正予算や条例などの議案への質疑はなく、一般的事項について、私から、中間貯蔵施設 予定地の地権者から直接聞いた話に基づき質疑。その後は福島市選出の自民議員からイノシ シ対策の質疑があり、これを受けて、イノシシ管理計画に基づく捕獲の進ちょく点検管理体 制、これまでの年間捕獲数を上回る捕獲計画であることから、事故防止策、狩猟者人材対策 などについて質しました。

会津地域選出の議員からはツキノワグマ対策強化、ほかにも除染、消費者への福島産生産 物の風評払拭対策を求める質疑がありました。

◆商労文教常任委員会:宮本しづえ県議

教育庁審查:

双葉未来学園高校を中高一貫校にするための施設整備予算が計上されました。双葉地方の 子どもたちのための学校にするとして、高校は希望者全員を入学させましたが中学校は60人

-3-

程度を考えており、医師や技術者、アスリートなど志の高い生徒を育成するとの考えで選抜を行うとしています。特定の道を選択する生徒だけが志が高いと認定するようなやり方は教育の道からも外れる。双葉の復興のためには、あらゆる職種の人たちが関わってこそ町は再生できることを強調しました。そのうえで、選抜が実施されればこの学校の性格は双葉地方の子どもたちの為の楽校ではなくなってしまうと指摘。現在双葉地方の中学校に学ぶ1年生は80人で2ないし3クラスを考えるのであれば、希望者を全員入学させるべきと求めました。

18 歳選挙権の実施に伴う高校生の政治教育について、政治活動、選挙活動の自由を保障すべきと求めました。また、原発事故被災県にとって原発政策は重要な選択の要因るため、放射線の人体への影響のみにわい小化せず原発事故やエネルギー政策そのものについても教育に盛るべきと指摘しました。労働委員会は働くルールの出前講座を拡大し、大学、高校だけでなく社会人も対象にするとしています。原発労働者が相談しやすいように工夫しその内容を県政に生かすべきと求めました。

商工労働部審查:

改定「福島復興指針」に基づき賠償が打ち切られた場合の県内事業者および県内経済への 影響について担当部は全く検討していないことがわかりました。企業誘致だけでなく、既存 企業の経営課題に関心を寄せるべきと求めました。2年間の復興支援集中期間に、国が避難 自治体の企業8千件を訪問し実態と要望を掴むとしていることについても、具体的なことは 国待ちの状態です。

たのは、医療機器開発支援センターの設置条例が議案として出されました。開発推進機構に指定管理者を指定する見込みですが、この機構の理事長は元防衛大学校の副学長とのことで、全面的に国主導で進められることになりかねません。

◆農林水産常任委員会:宮川えみ子県議

常任委員会で「混乱から脱したが…まだまだ先は長い」と執行部が答弁するように、放射 能対策や風評対策など、どの問題をとっても本県の農林水産業は厳しい現実があります。

イノシシ被害が深刻です。放射能の影響で捕獲したイノシシの肉を食することができない こともあり 10 年前比で約 10 倍にも増え続けています。

県によれば、県内のイノシシ生息数は約5万頭で、5年かけて十分の一にする計画です。 市町村の組織を支援する(消防団のようなもの)、処理のため(相馬と新地地区用に)1億6,200万円で焼却施設を作る、これは年間600頭の処理能力とのことでした。

あんぽ柿の放射能検査体制は、いまだ4個入りトレイ8個分しかできず、お金になる大玉は検査できません。原発事故前比で、出荷量は現在500 t (事故前1,500 t)、金額は7億円 (事故前30億円)です。今後の放射能の対策は、除染などの対策をしていくといいますが、木ごとのばらつきがありどのように取り込まれるか不明とのことでした。

3月の大雪でのパイプハウス被害対策は、244棟3,500万円の補正で、県・市町村・地元

-4-

JA各3分の1の支援です。畜産支援は施設や牛購入支援で要望12件中8件採択でしたので 十分な支援を求めました。

漁業は試験操業が64 魚種、検査機器は非破壊方式で25 秒で検査できるとのことです。本格創業までは多くの問題のクリアが必要です。林業は放射能対策と森林整備のあわせての取り組みはやっと始まったばかり・森林除染は各団体と協議して国に具体的提言をしたいとの県の報告でした。

◆土木常任委員会:神山悦子県議

計 34 件の議案を審査しました。土木部は、24 億 3,600 万円の増額補正で、主な内容は、 広野町の防災緑地の整備に約 3 億 6 千万円、双葉・浪江両町にまたがる場所に整備する「復 興祈念公園」の調査費に約 3 千万円が計上されました。さらに、津波被災地の道路整備経費 や工事施工に伴う債務負行為が設定されました。

復興公営住宅に入居する際、2人の保証人をつけることを県は要件としてきましたが、これを緩和し、今年4月以降は柔軟対応することなったことが報告されました。

一方、県営住宅家賃滞納者への明け渡しを求める4件の議案と県の建設事業等に市町村の 負担を求める議案については、内容を質し反対を表明しました。

また、今回も工期延長や金額の増額等の変更議案が多数提案されました。専決処分の承認を求める議案についても労働者不足や資材の高騰などによる工期の延長や金額の変更が示されたため、やむをえないとしても、変更金額が1億8千万円も増額するものもあり、精査が必要でないかと指摘しました。

◆特別委員会審議

環境回復・エネルギー対策特別委員会(神山県議・阿部県議)、復興加速化・風評被害対策特別委員会(宮本県議)、子どもの未来創造対策特別委員会(長谷部県議)の3つの特別委員会がそれぞれ調査の終結と調査報告書を確認し、閉会日の7月1日に議長と知事に提出しました。

三、決議・意見書・請願の結果と特徴について

(1) 可決された決議

なし

(2) 可決された意見書

- 1. 福島の復興・創生期間に必要な長期の財源確保を求める意見書
- 2. 中間貯蔵施設の整備と仮置き場からの早期搬出に向けた工程の明示を求める意見書
- 3. 子育て支援の拡充を求める意見書
- 4. 認知症への取組の充実強化に関する意見書

-

- 5. 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
- 6. 義務教育等学習機会の充実に関する法整備を求める意見書
- 7. 農地集積を効果的に進めるため贈与税納税猶予制度における特定貸付けの要件緩和を求める意見書
- 8. 福島県産農林水産物の輸入規制措置を行っている国や地域の規制緩和に向けた働き掛けの強化を求める意見書
- 9. 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書
- (3) 採択された請願(意見書・決議を求めるものを除く) なし
- (4) わが党が提出し否決された意見書

安全保障関連2法案について徹底審議し強行採決しないことを求める意見書 安全保障関連2法案の撤回・廃案を求める意見書 社会保障・税番号制度の実施の中止を求める意見書(※)

介護報酬の再改定を求める意見書

※請願によらず会派として提案したもの

(5) 意見書・請願の特徴

今回可決された意見書については、市町村の子ども医療費無料措置に対する国のペナルティをやめるよう求めるものなど震災・原発事故に被災した県民の状況を一定反映したものとして全てに賛成しました。

一方で、戦争法案の「徹底審議」や「廃案」を求める請願・意見書については、自民・公明・未来ネットの反対、民主県民は退席で否決、民主県民連合の提出した「慎重審議」を求める意見書についても自民・公明の反対で否決されました。世論調査でも多くの国民・県民が法案の違憲性を指摘し、強引な法案審議のあり方に不安を抱いていることは明らかであり、前回2月議会に引き続き県民の声に背を向ける態度に終始したことは重大です。

以上